

「出雲空港ターミナル地域整備計画等検討業務」企画提案公募実施要領

この要領は、島根県が実施する「出雲空港ターミナル地域整備計画等検討業務」を委託するにあたり、企画提案を募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1. 委託業務の内容

- (1) 委託業務名
出雲空港ターミナル地域整備計画等検討業務
- (2) 委託期間
契約締結の日から令和2年3月27日（金）
- (3) 業務の内容
別添委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (4) 委託料の上限23,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

2. 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たすこと。

- (1) 単独の法人であること。
- (2) 応募者は、次の各号を満たすこと。

ア 平成31・32年度島根県測量及び建設コンサルタント業務等入札参加資格有資格者名簿に登載されていること。

イ 公共事業において、平成21年度以降入札公告日の前日までに完了した同種業務の履行実績があること。

同種業務とは、国（公団、公社を含む）、都道府県（公社を含む）が発注した1契約の最終請負金額が税込みで5百万円以上の空港整備計画又は空港ターミナル施設配置又は航空需要予測に係る業務をいう。

ウ 以下に示す、1)かつ2)を満たす管理技術者を当該業務に配置できること。

- 1) 次の資格保有者であること。

技術士

・「港湾及び空港」の技術士資格（総合技術監理部門又は建設部門）を有し、技術士法による登録を行っている者。

- 2) 平成26年度以降入札公告日の前日までに同種業務の履行実績があること。（管理技術者のほか、担当技術者（同種業務を担当）としての実績も含むものとする。なお、同種業務経験時の所属会社は問わない。）

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

オ 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しないものでないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は

- 入札代理人として使用する者でないこと。
- カ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- キ 直近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ク 島根県税の滞納がないこと。

3. 業務上の留意事項

特段の理由がなく仕様書に沿った業務が遂行なされなかった場合は、契約を解除し、概算払がある場合は、双方の協議によりその全額または一部を返還するものとする。

4. 応募に関するスケジュール等

業務の委託に当たり、企画提案参加希望者から事前に企画提案公募参加表明書を徴収して、参加資格の有無を審査する。その上で、参加資格を有する者に対して企画提案書の提出及び提案者プレゼンテーションへの出席を要請する。

(1)募集期間	令和元年10月28日(月)～11月8日(金) ※企画提案公募実施要領等は、県港湾空港課ホームページで閲覧、ダウンロードできるほか、下記の提出先及び問い合わせ先で配布する。
(2)事前説明会	開催しない。
(3)企画提案の参加表明書の提出	<p>企画提案に参加する者は、企画提案公募参加表明書(様式1～5)に以下の書類を添えて、令和元年11月8日(金)午後5時まで持参又は郵送により提出すること。※郵送、持参とも期限必着。持参の場合、土日、祝日を除く午前9時から午後5時までとし、郵便の場合は郵便書留に限る。</p> <p>【添付書類】</p> <p>様式1：なし</p> <p>様式2：建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)に基づく登録部門が確認できる登録証の写し</p> <p>様式3：同種業務の実績がわかるテクリスの「業務カルテ(写)」又は「登録内容確認書(写)」(いずれも完了登録に限る。)</p> <p>無い場合には「契約書の写し、仕様書の写し等、該当業務の発注であることがわかるもの」又は「発注者の証明したもの(写しも可)書」</p> <p>様式に記載した業務について添付する。</p> <p>様式4：「資格登録証等の写し」及び当業務の入札公告日の前日において直接的な雇用が確認できる「健康保険被保険者保険証等の写し」</p> <p>様式5：同種業務の実績がわかるテクリスの「登録内容確認書(写)」(完了登録に限る)「業務カルテ(テクリス)の写し」</p> <p>無い場合には「契約書の写し及び仕様書の写し、並びに配置技</p>

	<p>術者届の写し等、該当業務の発注で当該技術者が配置されていることがわかるもの」又は「発注者の証明したもの（写しも可書）」</p> <p>様式に記載した業務について添付する。</p> <p>その他参考：会社（法人）の概要がわかるもの。</p>
(4)参加資格通知予定日	令和元年11月11日（月）
(5)質疑の受付期間	質疑のある場合は、企画提案質問票（様式6）により、令和元年11月5日（火）午後5時までに郵送もしくはファクシミリ又はメールにより提出すること。
(6)質疑の回答方法	<p>県港湾空港課ホームページに掲載する。</p> <p>なお、応募書類の具体的な記載方法、記載内容、評価基準等についての質問は受け付けない。</p>
(7)質疑の回答予定日	令和元年11月6日（水）
(8)企画提案書提出	企画提案書を提出する者は、令和元年11月25日（月）までに持参又は郵送をすること。※郵送、持参とも期限必着。持参の場合、土日、祝日を除く午前9時から午後5時までとし、郵便の場合は郵便書留に限る。
(9)プレゼンテーションの予定日等	<p>令和元年11月26日（火）を予定</p> <p>※日時、場所等詳細については別途通知する。なお、場所は島根県松江市内を予定している。</p>
(10)プレゼンテーションの方法	提案者ごとに、20分以内で企画提案書に基づく説明を行った後、審査委員からの質問時間10分を設ける。
(11)提出先及び問い合わせ先	<p>〒690-8501 島根県松江市殿町8番地</p> <p>島根県土木部港湾空港課 空港整備グループ</p> <p>担当：勝部 kouwankuukouka-kanrisya@pref.shimane.lg.jp</p> <p>TEL0852-22-6318 fax0852-31-6247</p>

5. 企画提案書等の作成、提出方法

(1)企画提案書の作成方法	<p>ア 企画提案書は、6. 企画提案書等に関する記述の内容に基づき、任意様式により作成すること。また、提案書表紙には業務委託名及び提案者名を記載すること。</p> <p>イ 用紙の大きさは A4 判、横書きとする。（A3 判の折り込みも可とする。）</p> <p>ウ 企画提案書には、作業フローの分かる工程表、員数の分かる組織体制図等を含むこと。</p>
(2)提出部数	ア 9部（うち8部は写し可）提出すること。
(3)見積書の作成方法等	ア 見積書（任意様式）を1部提出すること。

	イ 見積は項目ごとに、員数の分かるものとする。
(4) 企画提案等にかかる留意事項	<p>ア 企画提案にかかる経費は提案者の負担による。</p> <p>イ 事業効果、効率性等の観点から、採用された企画の内容を変更することがある。</p> <p>ウ 提出された書類一式については、返却しない。</p>

6. 企画展案書等に関する記述の内容

(1) 企画提案書 (作業フローの分かる工程表、員数の分かる組織体制図等を含む)	<p>企画提案書について、業務仕様書に基づき、以下の内容を含んで作成すること。</p> <p>1. 業務の実施方針等 業務実施に当たっての方針の記述に際し、全国的な空港整備事業（ターミナル地域のみの整備も含む）の背景及び現状について示すこと。 また、作業フローの分かる工程表を示すこと。</p> <p>2. 業務内容の説明 1. 計画準備について、空港施設の現状把握方法について示すこと。 また、整備手法の調査方法及び調査項目及び留意点について示すこと。 2. 需要見通しに当たっては、調査方法及び調査項目及び留意点について示すこと。 3. ターミナル地域整備計画の検討においては、検討方法及び検討項目及び留意点について示すこと。 4. 全体事業計画の検討においては、検討方法及び検討項目及び留意点について示すこと。</p> <p>3. 業務経験等 同種業務のうち、国（公団、公社を含む）、都道府県（公社を含む）発注の平成21年度以降公告日の前日までに完了したものに限定。同種業務とは、国（公団、公社を含む）、都道府県（公社を含む）が発注した1契約の最終請負金額が税込みで5百万円以上の空港整備計画又はターミナル施設配置又は需要予測に係る業務をいう。 1. 同種業務について最大3件示すこと。 2. 組織の業務能力について、人員を含む業務体制図を示すこと。 また、社内の情報管理体制についても示すこと。 3. 管理技術者の業務経験について、同種業務又は類似業務について最大3件示すこと。</p> <p>4. 見積の内容 1. 見積は項目ごとに、員数の分かるものとする。</p>
(2) その他提出資料	・業務実績がわかるもの（テクリス（業務間完了時）、テクリスがない場

	合は契約書、完了請書等及び仕様書等の業務内容がわかるもの)。
--	--------------------------------

7. 審査方法等

(1) 審査方法	<p>庁内の関係部署で構成された審査委員会を設置し、別紙審査基準表に基づき審査を行い、基礎点※と加算点の合計点数が高い者を委託契約候補者として選定する。</p> <p>なお、審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、委託候補者を選定しないことがある。</p> <p>※基礎点について、1項目でも必須点を下回ると失格となる。</p>
(2) 審査内容	別紙審査基準表による。
(3) 提案者への採否通知	令和元年11月末までに、提案者全員に通知する。

8. 契約

(1) 契約方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、審査委員会が選定した委託契約候補者と島根県が随意契約を行う。

また、委託契約の締結に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）をはじめとする諸規程が適用される。

(2) 契約金額

審査決定後、委託契約候補者から改めて見積書を徴収し、予定価格の範囲内において決定する。

また、実績額について契約金額に対し変動があった場合には、協議の対象とする。

(3) 契約保証金

島根県会計規則の規定による。

(4) その他契約条項

委託契約候補者との協議事項とする。

9. 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類の提出をしないとき。
- (3) 提案に関する不正行為があったとき。
- (4) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10. その他

- (1) 企画提案者は、複数の提案書の提出はできないものとする。

- (2) 書類提出後に辞退する場合は、書面でその旨を上記4の「提出先及び問い合わせ先」まで申し出ること。
- (3) 企画提案者は、企画提案書の提出をもって、企画提案公募実施要領及び仕様書の記載内容に同意したものとする。
- (4) 企画提案書の提出期限以降における企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (5) 手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (6) 企画提案に係る一切の費用については、応募者の負担とする。